

継 続

分類コード	X-1-1-1-04
保存期間	5年(令和6年12月31日まで)

秋 本 交 制 第 5 9 号
令 和 元 年 5 月 1 7 日

各 警 察 署 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

ゾーン30の推進について(通達)

住宅街等の生活道路におけるコミュニティ・ゾーン対策については、「ゾーン30の推進について(通達)」(平成23年11月8日付け秋本交制第205号。以下「旧通達」という。)に基づき推進してきたところであるが、今後、下記の要領により生活道路におけるコミュニティ・ゾーン対策(以下「ゾーン対策」という。)の更なる推進を図ることとしたので、各警察署においては計画的なゾーン対策の推進に努められたい。

なお、本通達の施行をもって、旧通達は廃止する。

記

1 基本的な考え方

従来のゾーン対策は、交通規制とハンブ等の物理的デバイスの設置を組み合わせた対策を推進することにより、住居系地区等の安全性・快適性・利便性の向上を図るものであり、その重要性や効果については、何ら変わることはない。

しかし、住民の合意が得られないことや財政的制約から、一方通行規制の実施やハンブ等の設置が困難な場合もあり、このような場合にはゾーンを設定できないという状況も見受けられる。

そこで、今後は、

- 歩行者等の通行が最優先され、通過交通が可能な限り抑制されるという基本的なコンセプトに対する地域住民の同意が得られる地区をより柔軟にゾーンとして設定する。
- ゾーン内は、最高速度時速30キロメートルの区域規制の実施を前提として、その他の対策については、住民の意見や財政的制約も踏まえつつ、実現可能なものから順次実施していく。

という2点の考え方を重視したゾーン対策を「ゾーン30」として推進するものとする。

2 対策の具体的な推進方法

(1) ゾーン30の設定

ゾーン30は、以下のとおり設定する。

ア ゾーン設定の手順

(ア) ステップ1 (ブロックの設定)

市街地等（市町村等の行政区画や人口集中地区等を単位として都市部、市街地から選定）から、2車線(上下線の合計数をいう。以下同じ。)以上の幹線道路又は河川、鉄道等の物理的な境界で区画された場所をブロックとして選定する。

(イ) ステップ2 (ブロック内の検討)

ブロック内の1車線（中央線の無い道路をいう。以下同じ。）道路の中で、主として地域住民等の日常生活に利用される道路で、自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先されるべき道路を生活道路として選定する。

また、ブロック内の2車線道路であっても、現場の交通状況等を勘案し、特に歩行者・自転車の安全確保が必要と認められる道路は、将来、中央線を抹消し1車線化することを前提に生活道路として選定する。

(ウ) ステップ3 (ゾーンの設定)

生活道路が集積している区域をゾーンとして設定する。

ゾーンの境界となる道路は、原則として2車線以上の道路又はゾーン内道路と比較して優先状況がドライバーに容易に認識できる1車線道路とする。

あらかじめ限られた場所を対象としてゾーン設定する場合は、ステップ1・2を省略することができる。

イ ゾーン設定上の留意点

(ア) ゾーン30の設定は、地域住民の要望が高い場所を優先して積極的に行い、地域住民、自治体、道路管理者、警察で構成される協議会を立ち上げるなど、住民の円滑な合意形成がなされるように努めること。

(イ) 日常生活圏、小学校区等の地区としてのまとまりや25ヘクタール～50ヘクタールの面積等のコミュニティ・ゾーンの要件にこだわらず、狭い区域であってもゾーン内の通過交通と自動車の走行速度を抑制することについて、住民の合意が形成できる区域において優先的にゾーンを設定すること。

(ウ) ドライバーに対して、ゾーン内最高速度時速30キロメートルの区域規制の遵守を心理的に促すため、ゾーン内の道路は、1車線の道路で構成し、沿道状況等からゾーン内であることが認識できるように工夫すること。

(2) ゾーン30での対策

ア 従来のゾーン対策において実施してきた一方通行規制、大型自動車等通行禁止規制、物理的デバイスの設置等の対策は、いずれも有効な手法として推奨されているが、ゾーン30においては、

○ ゾーン内の最高速度時速30キロメートルの区域規制

○ 路側帯の設置・拡幅と車道中央線の抹消

を前提としつつ、その他の対策については、住民の意見と財政的制約を踏まえ、実現可能な対策から順次行うこと。

イ その際、歩道の設置・拡幅や物理的デバイスの設置が困難な場合には、これに代わり、車道外側線の設定方法を工夫することによる狭さく、クランク、スラローム

の形成、カラー舗装やクロスマークの設置による交差点及び路側帯の明確化等の措置を講ずることに特に留意すること。

なお、路側帯の設置・拡幅を行う場合は、歩行者等の通行に十分な幅員を確保すること。

ウ ゾーン境界道路及び周辺道路における交通円滑化対策

(ア) ゾーン入口には、最高速度時速30キロメートルの背板付きの区域規制標識及びゾーン専用のシンボルマーク入りの看板や路面表示を設置して、ゾーン入口を明確にすること。

(イ) ゾーン境界道路及び周辺道路における交通円滑化対策として、信号機の新設・高度化、右左折レーンの設置等に努めること。

(3) 道路管理者との連携

道路管理者と緊密な連携を図り、ゾーン内の対策を推進することとし、特に路側帯の設置・拡幅対策については、より効果的なものとするため、道路管理者と路側帯の幅員について調整するとともに、必要に応じて路側帯のカラー舗装等を要望すること。

3 ゾーン30の広報

ゾーン30の趣旨及び設定箇所をドライバーに周知し、通過交通と自動車の走行速度の抑制を図るため、警察及び自治体のホームページや各種広報紙等を活用して積極的な広報に努めること。

4 推進体制の確立

ゾーン30を着実、かつ計画的に推進するため、警察本部及び各警察署においてそれぞれ推進責任者を定めるなど、適切な体制を確立すること。また、道路管理者や自治体等との連絡窓口を一本化するため、警察本部及び警察署ともに推進責任者のほか、連絡担当者を指定し道路管理者等と積極的に情報交換を行いゾーン対策に係る要望等を把握し、ゾーン30の円滑な整備に努めること。

5 効果検証等

ゾーン30によって、ゾーン内の通過交通や自動車の走行速度が抑制され、自動車の通行よりも歩行者・自転車の安全確保が優先される道路空間となっているか、追加して実施すべき生活道路対策がないかを地域住民の意見を反映しつつ定期的に検証し、必要な見直しを行うこと。

【継続措置状況】

継続日：令和7年1月1日

有効期限：令和11年12月31日